

工事等関係書類の押印見直しについて

1. 目 的

行政手続の電子化を見据えた取組の一環として、石川県建設工事標準請負契約約款及び要領等で規定する工事等関係書類について押印の見直しを実施

2. 押印を廃止する書類

別紙「工事等関係書類の押印廃止一覧表」のとおり事業者が提出する工事等関係書類のうち押印の必要がないと判断した書類

※ただし、押印を省略した見積書・請求書は、電子メールによる提出は不可

3. 施行日

令和3年4月1日以降に提出する工事等関係書類から適用

※ただし、見積書・請求書の取扱いについては、令和3年5月1日から適用

4. 問合せ先

- | | | |
|-----------|--------|----------------------|
| ○ 入札・契約関係 | 入札契約 G | TEL 076 - 225 - 1712 |
| ○ 総合評価関係 | 技術管理室 | TEL 076 - 225 - 1787 |
| ○ 工事管理関係 | 技術管理室 | TEL 076 - 225 - 1787 |